

令和 8 年度
第 1 回 加賀市地域公共交通会議
第 1 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日時 令和 8 年 5 月 2 5 日 (月)
午前 10 時から

場所 かが交流プラザさくら 201 会議室

1 開 会

2 議 事

〔【会議】 ⇒地域公共交通会議関連の議事
【協議会】 ⇒地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事 〕

- (1) 乗合タクシーへの定期券導入について【会議】
- (2) 加賀市地域公共交通利便増進実施計画の策定について【会議】
- (3) 加賀市地域公共交通計画の変更について【会議】
- (4) 加賀市地域公共交通計画の改定について【会議】
- (5) 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会の監査委員の選出について【協議会】

3 報 告

- (1) 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会の規約の改定について。
- (2) 乗合タクシーの乗降ポイントの変更等について

4 閉 会

令和8年度

第1回 加賀市地域公共交通会議

第1回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

資 料

日時：令和8年5月25日（月） 午前10時～

乗合タクシーへの定期券の導入について

1. 導入の目的・実証運行の成果

子育て世帯の送迎負担軽減と高齢者の「おでかけ」機会の創出によるフレイル予防のため、令和7年度に実証運行（6/23～1/31）を行い、利用者もだんだんと増え一定の効果が見られた。

本実証の運行データを検証した結果、お出かけの機会の創出や送迎の負担軽減につながる効果が見られたこと、さらに利用者から「定期券を継続してほしい」、「障がい者も対象にしてほしい」、「特定層だけでなく、対象を拡大してほしい」との声がありました。

については、定期券の本格導入にあたっては、身体障害者手帳等をお持ちの方を対象とすること、子育て世帯や高齢者といった特定層への支援に加え、「一般区分」の設定を予定している。

2. 概要

・導入日：令和8年7月1日

・価格：8,000円

小中学生、高校生、70歳以上の高齢者、身体障害者手帳等を所有している方は、5,000円

・有効期間：購入した日から1ヵ月

・販売開始日：令和8年6月24日から

※定期券の価格については、後ほど開催の運賃協議分科会にて協議

3. 利用方法

紙ベースの定期券、乗合タクシーアプリにおけるデジタル定期券（予定）

4. その他

<実証運行における実績>

定期券の利用件数：8,767件

定期券販売枚数：535枚

平均利用者数：実証運行開始前（R7.4～R7.6）：約2,130人

実証運行中（R7.7～R8.1）：約2,950人（約40%増加）

実証運行終了後（R8.2～R8.4）：約2,560人

議事（2）

加賀市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1. 地域公共交通利便増進実施計画の概要

「利便増進実施計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）に基づき、地域の公共交通をより使いやすくするための具体的な取り組み内容・スケジュールを定めた計画。

2. 地域公共交通計画との関係

本計画は、加賀市地域公共交通計画（R4.4～R9.3）の枠組みの中で策定します。独立した新たな計画ではなく、現行計画をより具体化・実行に移すための「実施プログラム」の位置付け。

3. 今回の計画内容

今回の利便増進実施計画で具体化する事業は、以下のとおり

項目	内容
計画期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
対象交通	加賀市乗合タクシー
内容	現在、乗合タクシーには定期券制度がないため、毎回運賃を支払う必要がある。定額制運賃を導入し、費用負担を軽減するとともに継続利用を促進する。
期待される効果	①利用者の経済的負担の軽減 ②継続利用・リピーター増加 ③地域交通の安定的な維持

4. 計画策定による効果

本計画策定により、国のフィーダー補助の上限が緩和され、路線バス等のフィーダー路線の維持に係る市の財源負担の軽減につながる。

加賀市地域公共交通利便増進実施計画（概要）

- 本市の乗合タクシーに関しては、令和6年8月から運行AIオンデマンド運行に切り替え、エリア運行・時刻表を廃止し、乗継なしで市内一円を移動することができる。乗合タクシーの利便性をさらに向上させるため、定期定額料金を導入する。

事業の内容

乗合タクシーの定期定額料金の導入【法第2条第13号ロ(1)】

AIオンデマンド運行の乗合タクシーに定期券を導入し、利用者の利便性向上、利用促進を図る。

事業の効果

・地域公共交通の持続可能性の向上

→AIオンデマンド交通（＝面的ネットワーク）が充実することで、バス（＝線的ネットワーク）を強かに補完することができるため、地域全体の交通ネットワークの持続可能性が向上。

・高齢者の社会参画の推進、子育て世帯の負担軽減

→自ら運転手段を持たない高齢者や学生など、移動手段が限定的な層を定期券利用の対象とすることで、外出への心理的障壁を緩和し、移動の自由度を向上させます。これにより、高齢者においては社会活動への参画を通じたフレイル予防、子育て世帯においては通学や習い事等に伴う送迎負担の軽減を図り、多世代が健やかに暮らせる環境を構築します。

・障がいのある方の社会参画機会の確保

→公共交通が唯一の移動手段となるケースにおいて、定額制による移動手段を確保することは、経済的負担の軽減のみならず、「就労」の安定や「通所」の意欲向上に直結します。これにより、外出機会が守られ、結果として心身の健康維持や豊かな社会生活の実現に寄与します。

・作成自治体 石川県加賀市 ・事業実施区域 加賀市内全域

・事業実施予定期間 R8.7月～R9.3.3月

■ 定期券の設定概要

対象者	設定の狙い	料金
小中学生、高校生	登下校および放課後の活動支援、保護者の送迎負担軽減	5,000円
70歳以上の高齢者	通院・買い物等の外出機会創出による「フレイル予防」	
障がいのある方等 <small>（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳）</small>	通所や就労など、日々の社会活動への参加を支援	
上記以外の利用者	通勤、買い物等の日常移動における機会の確保	8,000円

【参考】乗合タクシー以外の公共交通機関

線的ネットワーク

- ・鉄道（IRいしかわ鉄道）3駅
- ・路線バス 2事業者による運行により、市内9路線

面的ネットワーク

- ・公共ライドシェア
- 運行区域：市内全域＋隣接の小松市の一部（小松空港など）

議事（3）

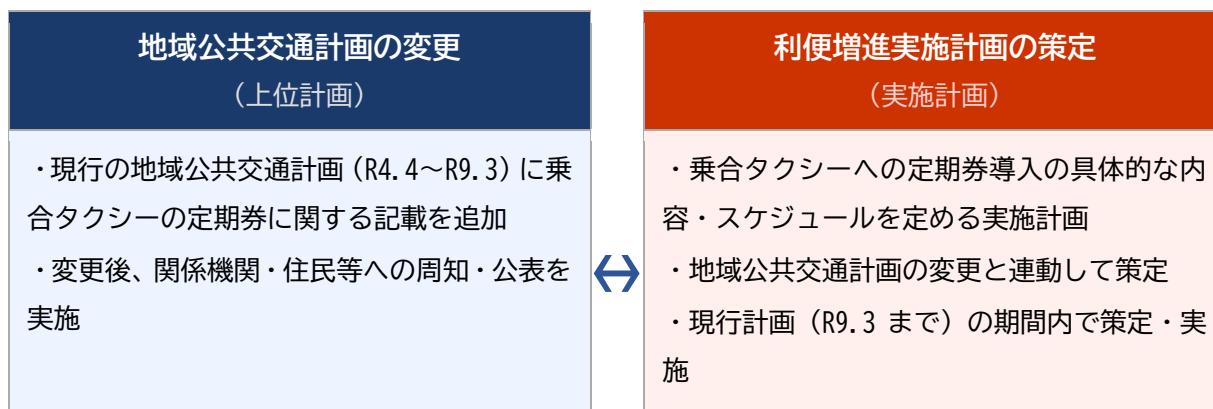
加賀市地域公共交通計画の変更について

1. 計画変更の理由

乗合タクシーの利用促進事業である定期券導入を地域公共交通利便増進事業として位置付けるにあたって、必要な変更を行う。

2. 利便増進実施計画との関係

利便増進実施計画は、地域公共交通計画に位置づけのある事業についてのみ策定可能。そのため、まず地域公共交通計画に定期券導入事業を追加する変更手続きを行う。



目標達成に向けた基本方針に基づく施策・具体的な取組の一覧

基本方針 1 : 集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成						
施策	具体的な取組	実施スケジュール				
		R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
(1) 公共交通の 持続的運営 に向けた取 組	①交通版 EBPM の実施に よる継続的な改善	交通版 EBPM の実施				
	②路線バスの維持及び 利用実態を踏まえた 運行内容の見直し検 討	路線網の維持・利用実態を踏まえた運行内容の見直し検討				
	③キャンパスの見直し と補助対象フィーダ ー系統としての新規 指定	新規指定	補助対象フィーダー系統として運行			
(2) 地域の実情 等に応じた 柔軟な運行	①地域内移動を支える 新たなA I デマンド 交通の導入検討、利 用促進	A I デマンド交通の導入に向 けた検討	A I デマンド 交通の導入(乗 合タクシー)	定期券導 入に向け た実証・検 証	定期券 の導入	加賀市版ライドシェアの運行
	②送迎バスなどの遊休 資産の活用検討	遊休資産の活用検討・実施				
(3) 公共交通間 の接続改善	①公共交通間の円滑な ダイヤ接続	ダイヤ接続の見直し・改善				

地域の実情等に応じた柔軟な運行

現状と課題

市民アンケート調査では、市民は地域内の移動が多いことから、日常的な外出を促すためにも、地域内をきめ細やかに移動できる手段が必要です。しかし、新たな移動手段の導入に当たっては、持続的な運行のために費用負担をできるだけ低減しながら、利便性を確保していく必要があります。

課題解決に向けた取組の方向性

利用ニーズに応じた効率的な運行が可能なA I デマンド交通について、MaaS の活用と連携させながら導入を検討します。また、民間事業者の遊休資産の活用も検討し、持続性や利便性の高い移動手段の確保を目指します。

具体的な取組・実施主体及びスケジュール

① 地域内移動を支える新たなA I デマンド交通の導入検討、利用促進

- ・地域内の移動を支える交通手段として、乗りたいときに行きたい場所まで、自由に移動できるA I デマンド交通（のりあい号）を導入するとともに、効率的かつ持続的な運営に向けた仕組みや体制の構築に向けた検討や見直しを行います。
- ・のりあい号は、R6.8にAI オンデマンド運行に切替を実施。利用者増加、利便性向上を図るため、令和8年度当初からの定期券の本格導入に向けて、令和7年度中に実証運行を行い、利用状況の変化について、検証を実施しました。
実証の検証を踏まえ、A I デマンド交通の利用促進事業である定期券の導入を地域公共交通利便増進事業として位置づけます。
- ・市内公共交通を補完し、市民や観光客等の多様なニーズに対応した移動を支えるため、自家用車を活用した地域の助け合いによる「加賀市版ライドシェア」を導入します。

実施主体	交通事業者、市、加賀市観光交流機構				
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
スケジュール	A I デマンド交通の導入に向けた検討		A I デマンド交通の導入(乗合タクシー)	定期券導入に向けた実証・検証	定期券の導入
加賀市版ライドシェアの運行					

② 送迎バスなどの遊休資産の活用検討

- ・民間事業者が保有する送迎バスなどについて、稼働していない時間帯に公共交通の

車両として活用できるよう、連携を検討します。

実施主体	民間事業者、市				
スケジュール	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
	遊休資産の活用検討・実施				

期待される効果

持続性と利便性を確保したA I デマンド交通の導入や遊休資産の活用によって、地域内移動の活性化が期待できます。

議事（４）

加賀市地域公共交通計画の改定について

令和４年４月に策定した現行の「加賀市公共交通計画」は、令和８年度末を計画期間の最終年度として策定されたものです。

計画期間が満了となるため、引き続き本市の公共交通施策を計画的に推進するために、令和９年度から５年間で計画期間とした新たな計画を策定します

1. 計画策定のスケジュール(案)

時期	作業項目
令和８年５月	改定方針の確認・現状分析の開始（本日）
令和８年６月	現行計画の評価・課題整理
令和８年６月～９月	事務局にて素案の作成（アンケートの実施、人流データ等の分析）
令和８年１０月	素案提示・委員意見聴取
令和９年１月	最終計画（案）の提示
令和９年２月	パブリックコメントの実施
令和９年３月	最終稿の確定（協議会にて承認）
令和９年４月	新計画の公表・施行

2. 計画策定にあたっての基本的な考え方

新計画は、現行計画の取り組みの継続性を重視しつつ、以下の点を踏まえて策定します。

- ・ 現行計画の評価・検証

各施策の達成状況を数値で確認し、継続・見直しを判断する

- ・ 地域の実情の反映

人口動態や交通利用状況など、最新データを用いて計画を更新する

- ・ 国の方針との整合

地域公共交通活性化再生法や関連通知に基づいた計画とする

- ・ 関係者との合意形成

この公共交通会議を中心に、交通事業者・住民・行政が連携して策定する

議事（5）

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会の監査委員の選出について

1. 提案の理由

本協議会の適正な監理および会計監査を執行するため、協議会規約第13条の規定に基づき、監査委員を選任するもの。

2. 選任（委嘱）の方法

本協議会規約では、「監査委員は、委員のうちから会長が選任し、又は監理事務に精通した者のうちから市長が委嘱する。」と定められており、事務局としては、以下の候補者を適任と判断し、本会議に提案するもの。

3. 監査候補者

中屋 明 氏（加賀市老人クラブ連合会 会長）

行政や交通事業者といった『運営側』の論理だけでなく、市民の公平な感覚（利用者の目線）で事務執行の透明性を評価いただくことが、本協議会の信頼性を高める上で不可欠であると判断いたしました。

4. 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※規約第13条において準用する規約第5条に基づく

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会の規約の改定について

規約の改正は市長が行うこととされており、別紙のとおり、加賀市地域公共交通活性化・再生協議会規約を改正しましたのでご報告します。

1. 改正の経緯

市の監査委員から「準公金取扱団体」※における会計管理を適切に行うための必要事項に関して指摘があったことを受けて、本協議会の規約の改正を行ったものです。

※「準公金取扱団体」とは

市からの委託金や負担金、補助金など、公金からの支出を受け、その執行を市の職員が行っている団体

2. 改正の内容

会計管理に必要な事項として監査委員から指摘のあった以下の事項に関して、規約へ反映を行いました。

- (1) 監査役の指定
- (2) 経費についての記載（会を運営する際の財源等）
- (3) 決算についての記載（精算日や剰余金の取扱い）
- (4) 出納簿を備えることについての記載（帳簿、または通帳に記載することで代えること等）
- (5) 決算書を作成し、監査を受けた後に総会等で議決を受けること

報告（１）関係資料

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会規約新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に係る協議その他地域の公共交通の活性化に資することを行うため、加賀市地域公共交通活性化・再生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地加賀市役所内に置く。</p> <p>(所掌業務)</p> <p>第3条 協議会の所掌業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 国又は石川県が定める要綱等で、協議会が実施できると規定された事業(前号に掲げるものを除く。)に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、地域の公共交通について必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命したものをもって組織する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に係る協議その他地域の公共交通の活性化に資することを行うため、加賀市地域公共交通活性化・再生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地加賀市役所内に置く。</p> <p>(所掌業務)</p> <p>第3条 協議会の所掌業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 国又は石川県が定める要綱等で、協議会が実施できると規定された事業(前号に掲げるものを除く。)に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、地域の公共交通について必要と認めること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命したものをもって組織する。</p>	

- (1) 副市長又は市長が指名する市の職員
- (2) 関係する公共交通事業者その他交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 市内の公共交通機関を利用する者
- (6) 北陸信越運輸局石川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
- (8) 石川県知事又はその指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 商工観光関係団体の代表者
- (11) 加賀市校長会の代表者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときの会議は、

- (1) 副市長又は市長が指名する市の職員
- (2) 関係する公共交通事業者その他交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 市内の公共交通機関を利用する者
- (6) 北陸信越運輸局石川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
- (8) 石川県知事又はその指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 商工観光関係団体の代表者
- (11) 加賀市校長会の代表者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときの会議は、

市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市交通・運輸政策担当部局に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的に調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもつ

市長が招集する。

- 2 会長は、_____会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市交通・運輸政策担当部局に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的に調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、次に掲げる財源をもって充てる。

て充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 前3号に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(1) 負担金

(2) 補助金

(3) 寄附金

(4) 繰越金

(5) その他の収入

2 前項第1号の負担金の額については、協議会の議決を経て定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が選任し、又は監理事務に精通した者のうちから市長が委嘱する。

3 監査委員の任期は、第5条の規定を準用する。

4 監査委員は、協議会の出納及び事務の執行状況を監査し、その結果を会議に報告しなければならない。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(出納整理期間)

第15条 毎会計年度終了後、4月1日から5月31日までを「出納整理期間」とする。

2 前会計年度末(3月31日)までに確定した債権債務に係る現金の出納は、前項に規定する期間内に行うことができる。この場合において、当該出納は、前会計年度末に行われたものとみなして決算を行う。

(予算)

第16条 協議会の予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、会議の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予算が年度開始までに成立しないときは、会長は予算成立の日まで、前年度の予算に準じて暫定的に執行することができる。

3 前項の規定により執行した予算は、新たに成立した予算とみなす。

4 予算の成立後に、前会計年度からの繰越金(剰余金)の額が確定したとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、会長は予算を変更し、会議の議決を経るものとする。

(決算)

第17条 会長は、毎会計年度終了後、出納整理期間を経て速やかに決算書を作成しなければならない。

2 前項の決算書は、監査委員の監査を受けた上で、監査報告書を添えて会議の議決を受けなければならない。

3 会計年度末において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 事務局は、現金の出納を明らかにするため、出納簿等の帳簿を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、預金通帳等の記載をもって帳簿の記載に代えることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の改廃)

第16条 市長はこの規約の改正及び廃止を行ったときは、すみやかに協議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

(規約の改廃)

第20条 市長はこの規約の改正及び廃止を行ったときは、すみやかに協議会に報告するものとする。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月19日から施行する。

乗合タクシー乗降ポイントについて

【変更】

1.

変更前 NTT 片山津交換局 → 変更後 片山津温泉一区ヤングドライ平田前

理由：町からの要望。町内の一部エリアに乗降ポイントが集中しているため、分散化するため。

2.

変更前 カワサキリカー加茂店 → 変更後 加賀市市民水泳プール

理由：市営プールが新たに開設されたため、乗降ポイントとして追加。施設近隣の他のポイントの利用実績がないため、ポイントの変更として対応

3.

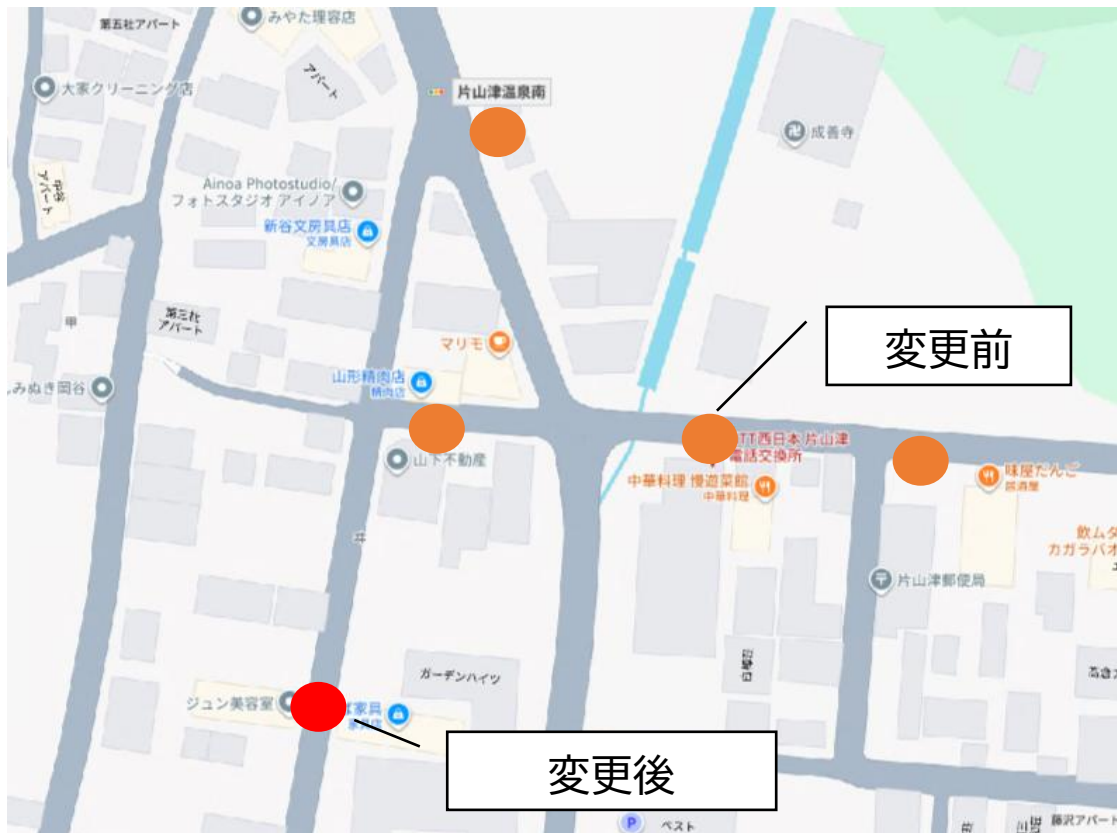
変更前 加賀市屋内水泳プール → 変更後 加賀市陸上競技場

理由：新たに市営プールが開設されたことで、旧市営プールが閉鎖。部活動の地域移行による利用が見込まれることから、同敷地内の陸上競技場にポイントを変更

加賀市乗合タクシーの乗降ポイントの変更について

変更前：NTT片山津交換局

変更後：片山津温泉一区ヤングドライ平田前



地図の表記では、美容室となっていますが、同じ建物の1階にクリーニング店と美容室があります。



変更前：カワサキリカー加茂店

変更後：加賀市市民水泳プール



変更前：加賀市屋内水泳プール

変更後：加賀市陸上競技場

